委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 担当課 | 健康推進課 |
|-------------------|--|
| 委託業務名 | 小規模事業所におけるがん対策推進業務 |
| 委託業務場所 | 大津市浜大津四丁目1番1号 |
| 概 要 | 小規模事業所におけるがん対策実施状況調査及び相談支援等 |
| 契 約 期 間 | 令和 4年 6月 1日 から 令和 5年 3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和 4年 6月 1日 |
| 契約金額 | 5, 280, 000 円 |
| 契約の相手方 | 〔所在地〕東京都港区六本木7-8-5-506 〔名 称〕一般社団法人日本開業保健師協会 |
| 契約相手方の 選 定 理 由 | 本業務は、働く世代のがん対策を推進するため、がん検診の受診状況やがんになっても働き続けられるための就労環境整備状況に課題が多い小規模事業所を対象として、がん対策に関する調査と課題分析を行い、小規模事業所に対するがん検診受診促進のための支援を試行的に実施するものである。また、他の自治体では実施されていない内容であり、先行事例がないことから委託業務の実施において創意工夫が求められる。このため、委託業務の実施については、受託業者の信頼性や実績、がん対策に関する知識や理解、調査分析能力及び事業所支援に関する産業保健分野のノウハウが必要なことから、総合的な判定を行うことができる公募型プロポーザル方式により選定し、契約するもの。 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。